

# 令和8年度「ビジネスマッチング支援事業」業務委託仕様書

## 第1 目的

さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）では、これまで多種多様な“佐賀型”の支援プログラムを展開し、起業家予備軍の掘り起こしを行うとともに、起業家の伴走支援に取り組んできた。

このような継続的な取組により、県内においても革新的な技術やビジネスモデルを活用した製品・サービス等を提供する企業や起業家が生まれる機運が高まっている。一方で、佐賀県は人口や経済規模といった母数が小さいことから、都市部と比較して、協業先の確保、実証実験の実施、販路開拓等に資するマッチング機会が限られており、新規事業の創出や事業拡大の機会が十分でないという課題を有している。

このため、革新的な技術やビジネスモデルを活用した製品・サービス等を提供している、または提供を検討している県内企業や起業家、さらには将来的に佐賀県への拠点進出の意向を有する県外企業等（以下、「スタートアップ等」という。）を対象に、実証実験、協業、オープンイノベーション、販路開拓等に資するビジネスパートナーとのマッチング（以下、「ビジネスマッチング」という。）を実施し、スタートアップ等の新規事業創出及び事業拡大を重点的に支援する「ビジネスマッチング支援事業」を実施する。

## 第2 定義

本事業における「ビジネスマッチング」とは、支援対象となるスタートアップ等の要望を踏まえ、共同開発、協業、実証実験、一定期間に渡る売買契約、テストマーケティング、オープンイノベーション又はこれらを目指したヒアリングやディスカッションの機会の提供等を目的として、それらの実現に資する企業・団体等とスタートアップ等を引き合わせることを言う。

また、「ビジネスマッチングによる案件の成立」とは、引き合わせた企業・団体等と支援対象のスタートアップ等との間で共同開発、協業、実証実験、一定期間に渡る売買契約、テストマーケティング、オープンイノベーション等が実施されること、又はこれらの実施に向けて継続的な取引を行うことについて合意されることをいう。

## 第3 業務内容

受託者は、次に掲げる業務に取り組むものとし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を行うこと。

### （1）スタートアップ等の掘り起こし

令和8年5月から8月までの間、月2回程度、第2で定義するビジネスマッチングに向けた壁打ち会等を実施し、過去の「Startup Connect SAGA」及び「Startup Connect SAGA+」の採択者等をはじめ、その他の企業等が参加できる機会を提供すること。本事業の進行イメージを疑似体験させることにより、支援対象となるスタートアップ等の掘り起こしを行うこと。

### （2）支援するスタートアップ等の募集及び選定

支援対象とするスタートアップ等は、3社程度とし、募集及び選定は以下のとおりを行うこと。

なお、支援期間内に、採択されたスタートアップ等の事業内容が、事前に提出された事業計画書から大きく変更される場合は、RYO-FU BASEと協議の上、新たなスタートアップ等を採択し、残りの支援期間において伴走支援を行うこと。

## ① 支援対象となるスタートアップ等の要件

支援対象となるスタートアップ等の要件は、次のとおりとする。

なお、スタートアップ等の状況や事情を考慮し、RYO-FU BASEとの協議の上、柔軟に対応すること。

### 【要件】

次のいずれかに該当し、ビジネスマッチングにより事業拡大を目指す者

ア 県内に拠点のある企業又は起業家等

イ 県外企業又は県外スタートアップ等であって、将来的に佐賀県内に本社移転や支店(事業所)

登記の意向がある者

## ② 募集から選考までのスケジュール管理

募集から選定までの期間において、その後の事業実施に影響の無いよう、適切なスケジュール管理及び運営を行うこと。募集に当たっては、本事業の内容について応募者の理解を深めるため、支援内容を分かりやすく提示するとともに、応募者を確保するための十分な周知を行うこと。

また、前号①の要件に該当する県外企業及び県外スタートアップ等からの応募を促進するため、県外向けの周知についても積極的に行うこと。

## ③ スタートアップ等が提出する資料(エントリーシート等)の検討及び作成

募集に当たっては、支援に必要な情報及び審査の判断材料となる情報を漏れなく記載させるため、エントリーシート等の様式を検討し、作成すること。

また、応募時におけるスタートアップ等の事業計画、売上額等を把握するため、事業計画書の提出を必須とすること。なお、提出書類の様式等については、事前に RYO-FU BASE と協議の上、決定すること。

## ④ 審査会の運営

支援対象となるスタートアップ等を決定するため、審査基準を定め、審査会を企画・運営すること。なお、スタートアップ等の選定は、遅くとも令和8年8月末までに完了させること。

## (3) 支援内容

前項(2)①から④までにより選定されたスタートアップ等に対し、次の支援を行うこと。

(ア) 支援対象となるスタートアップ等の事業計画及び経営戦略を十分に理解した上で、今後の事業化又は事業拡大に向けた課題を整理するコンサルティングを実施すること。また、抽出された課題について、起業家や専門家等を交えたメンタリングを行い、事業内容のブラッシュアップに繋げるイベントを委託期間中に5回程度実施すること。

(イ) 前号(ア)の内容を踏まえ、事業化又は事業拡大に資するビジネスマッチング先を、支援対象となるスタートアップ等の意向を考慮しながら検討し、ビジネスマッチングを実施すること。実施に当たっては、説明資料やプレゼンテーション内容等に関する助言及びアドバイスを事前に行うこと。

(ウ) ビジネスマッチング実施後においても、案件成立に向け、継続的な商談調整、協議の実施及び懸案事項の整理等について、きめ細やかなフォローアップを行うこと。

## (4) 達成目標

契約期間終了までに、次の達成目標として事業に取り組むこと。支援対象となる

スタートアップ等1社当たり5件以上の企業・団体等との引き合わせを行うとともに、全ビジネスマッチング案件の中から3件以上について、成立又は成立に向けた協議・調整が行われている案件を創出すること。

なお、「ビジネスマッチングによる案件の成立」とは、第2 定義に定めるところによる。

(5) スタートアップ等のアワード応募支援

支援対象となるスタートアップ等について、委託期間終了までに、最低1社以上に対し、アワードへの応募を促すこと。

(6) 成果発信及びビジネスマッチング促進イベントの企画・運営

支援対象となるスタートアップ等が本事業を通じて得た成果及びビジネスプランを県内外の企業関係者、支援者等に発信し、さらなるビジネスマッチングの促進を図るため、ピッチャーベンチを事業期間中に最低1回開催すること。

#### 第4 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1) イベント等の実施

- ・ 参加者のとりまとめ、セミナー及びイベント等の運営に必要な業務、備品・消耗品の調達、運営スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録の作成等については、全て受託者の責任において行うこと。
- ・ イベントに係る事前及び事後の問合せ対応等の運営業務についても、受託者が担うこと。

(2) 広報

セミナー及びイベント等の開催に当たっては、より多くの参加者を募るため、十分な周知期間を確保するとともに、各種広報媒体を積極的に活用すること。

(3) 関係機関との連携

本事業は、県内における創業の基盤（「土壤」）となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築することを目的としている。受託者においても、この趣旨を十分に理解し、地域の商工団体等関係機関との幅広い連携や活用に努めること。

(4) RYO-FU BASE が行う他の事業との連携について

事業の実施に当たっては、RYO-FU BASE が実施する他の起業・創業支援事業の内容及び目的を十分に理解し、相互に連携することで相乗効果を生み出すよう努めること。

#### 第5 守秘義務

受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た企業秘密その他の情報について、第三者に漏えいしてはならない。

#### 第6 事業の報告

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を電子データにより提供すること。

#### 第7 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日までとする。

#### 第8 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。

- (2) 受託者は、事業の実施状況について、適宜 RYO-FU BASE に報告すること。
- (3) 受託者は、県内の商工団体及び支援機関をはじめ、佐賀県産業スマート化センター、マイクロソフト AI&イノベーションセンター佐賀、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県ベンチャー交流ネットワーク等と十分に連携を図ること。
- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作者人格者権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本業務の委託料には、ビジネスマッチング実施等に要する会場使用料を含むものとする。
- (8) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、RYO-FU BASE に帰属するものとする。
- (9) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。  
なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (10) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上、当然に実施すべき事項及び RYO-FU BASE と受託者が協議の上定めた事項については、これを遵守すること。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等と密に連絡を取り、遺漏のないようにすること。
- (12) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (13) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。  
なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。